

氏名(本籍)	齋藤新治(新潟県)		
学位の種類	博士(教育学)		
学位記番号	博乙第1,103号		
学位授与年月日	平成7年7月31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	教育学研究科		
学位論文題目	中世イングランドの基金立文法学校の成立に関する研究		
主査	筑波大学教授		白石晃一
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	山内芳文
副査	筑波大学助教授	教育学博士	窪田真二
副査	筑波大学教授	教育学博士	津曲裕次

## 論文の要旨

### 1. 論文の構成

齋藤新治氏提出の「中世イングランドの基金立文法学校の成立に関する研究」という題目の論文は、序論、第1章～第11章および「要約と結論」から成り、本文248ページ、註および文献目録27ページ、合計275ページ（1ページ当たり1,440字。400字詰原稿用紙で合計約988枚に相当する）となっている。

### 2. 論文の内容

本論文は、14世紀の後半より16世紀40年代（宗教改革期）までのイングランドにおいて教育基金をもとに設立されていく文法学校の成立過程を主たる研究対象にしている。本論文の著者は、イングランドにおいて学校はキリスト教会の発展とともに徐々に確立されていったが、意識的に教育基金が投下される以前の段階にあっては、学校といっても教会の宗教的業務の職業的・技能的な実質的陶冶を下級の聖職者または俗人が授業料を徴収して私的に教授するという性格のものであったとし、基金を学校に投下するという意識的行為によって、初めて学校は組織としての体裁を備えるに至ったという。そして、大学とは別の独立の基金立文法学校の、記録に残っている最初の学校であるウィンチェスター・カレッジと、それをモデルとしたイートン・カレッジとを、基金立文法学校の原型とし、この二つのカレッジの組織の中に設けられた文法教授のための学校の成立過程を詳細に解明している。著者は、その前史として、司教座教会の学校と修道院の学校の成立・発展についても論述し、また、ウィンチェスター・カレッジとイートン・カレッジに続く基金立文法学校の成立・発展についても論及している。

論文の構成とその概要は次のとおりである。

序論「研究史的展望のなかの基金立文法学校」では、この分野の先行研究の批判的検討をふまえて、研究課題を整理している。

第1章「司教座教会に組み込まれた学校」では、教会組織の発展過程で、司教座教会の教育部門担当のマギステル・スコラルム（学校の教師）がチャンセラー（学監）として司教管区の学校のマスター（教師）の教授免許の発行権の管理する責任者となり、実際の教授は文法教師に下請けさせる状態が定着していったことを、明らかにしている。

第2章「修道院付属の学校—アルモンリ・スクール」では、修道院の学校の教育が極めて少数の正規僧志願者に対する教育に限定されており、その教育は必ずしも古典ラテン語文法学習によってなされるものではなかつ

たことを、明らかにしている。

第3章「カレッジ・スクールの発生—ウィンチェスター・カレッジの前身としてのマートン・カレッジの文法学校について—」では、オックスフォードのマートン・カレッジを取り上げ、そこでは文法の基礎教授が大人とともに少年をも対象にしておこなわれ、これが後の少年専用の文法学校の前身となったことを、明らかにしている。

第4章「基金立文法学校の原型としてのウィンチェスター・カレッジの設立」では、ウィンチェスター・カレッジの創設者である司教ウィカムの学校設立の動機を解明し、それが異端者ウィクリフとロラード派の宗教改革的エネルギーから少年を囲い込むこと、封建反動の城の中に少年を囲い込むことにあったことを、明らかにしている。

第5章「ウィンチェスター・カレッジの定款について」においては、定款 (the Statute) の説明をしたうえで、ウィンチェスター・カレッジの定款の制定経緯について、教皇の勅書と国王の許可状と関連させ、創設者ウィカムの発行した設立証書の内容を整理している。そのうえで、著者は1400年の定款の内容を、基金の性格、基金転換の手続き、基金管理のためのカレッジ組織、人事構成、生徒の勉学を支援するための学校運営規則、学則などに関して要約し、これに著者の注釈を付している。

第6章「ウィンチェスター・カレッジの定款 (1400年) における『貧しい、欠乏したスカラ』の資格について」では、著者は定款 (1400年) の第2条と第5条の「貧困学生」規定と第41条の「外部生」規定などを詳細に検討して、教育史上の通説 (基金立文法学校は貧乏な学生に教育機会を提供する意義をもつとの説) を批判している。著者の結論は、「貧困学生」は慈善の施しを受けるのではなく、「貧困学生」規定は修道院財産の教育カレッジへの流用と移管のための法律上の常套句にすぎなかった、というものである。

第7章「イートン・カレッジの設立」においては、ヘンリー6世の設立動機を解明し、イートン・カレッジの定款 (1455年) を検討している。また、国王による「パブリック・ジェネラル文法学校」宣言 (1466年) を詳細に検討している。これによって、異端のロラード派を禁圧する意図と地方の「貧困学生」を教育する目的とを明らかにしている。

第8章「アンチ・クレリカリズムの台頭と小規模の基金立文法学校」においては、各種の小規模の基金立文法学校について、教育基金の様態を解明することによって、著者は私有財産の教育基金への転換の動向にアンチ・クレリカリズム (宗教活動に寄進しないこと。教会権力への批判) を見ている。そして、ここに、モルトメイン法 (死手保守。教会や法人が土地や物件を私人からの寄贈によって保持してしまい、その保持を国王が認証してしまうと、それは一種の公的宗教財産とされ、それについては誰も [生きている手は]、国王の許可状がない限り、他に転用できない。) の効力の重要性を見ている。

第9章「イングランドにおける中世の普遍的教会組織の腐食」では、司教座談会と修道院とから成る中世の普遍的教会組織が、世俗信徒団の自治組織にみられる教区教会の活動の活発化と托鉢修道会の活動とによって分解していった状況を、基金立文法学校の成立・発展の背景となる歴史的状況として、またアンチ・クレリカリズムの例証として提示している。なお、補論として、基金立文法学校に関して「無償」の概念を検討している。

第10章「司教座付属の文法学校の基金立文法学校への転換——コレットのセント・ポールズ——」では、ウィンチェスター・カレッジ、イートン・カレッジなどに見られる15世紀の学校の16世紀における帰結として、基金立文法学校へと転換していったコレットのセント・ポールズ校の定款を、学校管理、教育課程、宗教教授に関して検討している。

第11章「イギリス絶対主義国家の崩壊過程の中のパブリック・スクール」では、基金立文法学校の17世紀ピューリタン革命の中での変貌と衰退を、試論的に述べている。

最後の「全体の要約と結論」では、この研究の全体的な総括を行っている。著者の主張は、古典文法が公共財であり、古典文法学習が共同の奉仕者となる人間の形成に結び付いているときに、教育基金と基金立文法学校は

歴史的意義をもつ、ということにある。

## 審 査 の 要 旨

本論文は、西欧の古典的中等学校の典型である中世イングランドの文法学校の成立についての詳細な研究を中心に捉えた研究論文であり、現代の中等教育の基礎理論の研究に歴史的研究の成果を提供するものである。

特に、文法学校の特質を教育基金の性格から解明することを試み、基金立文法学校の創設期の定款（15世紀を中心とする2世紀間の定款）の内容の詳細な検討をおこない、教育基金の性格の解明をしたこと。教育基金に対するモルトメイン法の効果に着目して検討したこと。また、「公教育」概念に関わって、「貧困学生」概念と「無償」概念について新たな問題提起をおこなったこと。ここに、この論文の独自性がある。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。